

## 鎌倉時代豊後国における

### 地域的流通圏について

——大野川流域を中心として——

吉良国光

#### 一、はじめに

近年の中世歴史学における、考古学の発掘調査の急増・進歩はあらゆる方面に大きな影響を与えており、その中の一つに中世都市の研究や陶磁器の分布を通して、地域的流通圏の解明<sup>①</sup>等が進んでいることが挙げられるであろう。一方、歴史学の分野でも、莊園等の年貢物資の輸送ルートの解明や熊野参詣道等古道の現地調査、中世前期における海民の存在や海上交通の積極的評価<sup>②</sup>がすすめられており、こうした研究を通して、日本の中世社会における各地域の独自性、地域性が明らかにされつつあり、都市と農村という平板な捉え方を克服して、立体的な中世社会像が形成されつつある。<sup>③</sup>

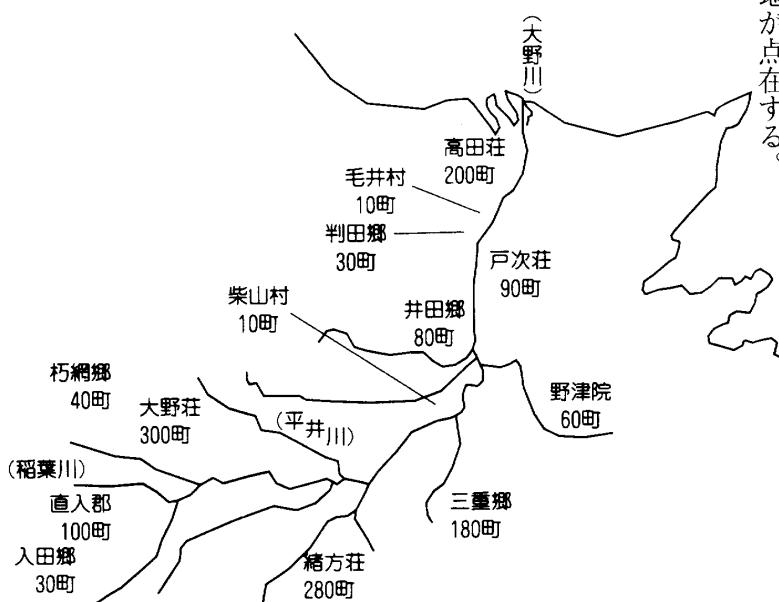
本稿では、こうした研究をうけて、豊後国大野川流域の諸所領に見られる年貢等の物資の輸送、流通について考えてみたい。大野川の河川交通については、例えば古代においては、直入郡に設定された三宅から獸肉の進上ルートとして大野川から佐賀関のルートが想定されており、又近世社会においては、岡藩や臼杵藩の年貢物資の輸送や参勤交代のルートとして、まさに大動脈の役割を果たしていたことはよく知られているが、中世における交通手段としての大野川の果たした役割に

については、従来ほとんど触れられていない。

#### 二、大野川流域の諸所領について

豊後と日向の国境をなす祖母・傾山系に源を発し、阿蘇・久住の山裾から流れ出る多くの支流を集め、北東に流れ出て、別府湾に注ぐ大野川は、全長一二八・四キロメートル、流域面積一四三・六平方キロメートルに及ぶ豊後一の大河である。上流から中流域にかけては、竹田、緒方、三重等の盆地が点在する。

図(1) 弘安図田帳にみえる  
大野川流域の所領



弘安八年（一二一八五）の「豊後国岡田帳」（以下「岡田帳」と略す）に見える、大野川流域の所領について、図示すれば図（1）のごとくなる。それについて既成の研究によりながら、簡単にみていただきたい。

（高田莊）大野川の河口に位置する莊園であるが、岡田帳には

高田莊貳百町

本庄百八十町

領家城興寺、地頭三浦入道殿

牧村貳拾町

領家同前

地頭

御家人牧三郎惟行法師法名

豊前大炊助入道孫子大炊太郎法名

太郎

能重論申末付

とある。城興寺は、藤原道長の第二子教通の子九条相国信長が応徳二年（一一八五）創建した九条堂を、藤原忠通が摂政の時、寺として再興したもので、高田莊もこの頃、同寺の寺領となつたとされている。地頭三浦氏は関東の有力御家人である。

（毛井村）岡田帳には

國領

毛井村一〇町

地頭 信濃国御家人平林彌太郎親繼法名

とある。平林氏は承久の乱の勲功賞として、嘉祐二年（一二三六）地頭職に補任されている。<sup>(8)</sup>毛井村は大野川左岸にありながら、大分郡ではなく海部郡に含まれている。官道の大野川の渡河地点にあたり、交通上の要衝であったことが、渡辺澄夫氏により指摘されている。<sup>(9)</sup>

（判田郷）岡田町には「國領判太郷三拾丁」とある。猶、判田郷は大野

川左岸から大分川右岸にまで及んでいたと考えられている。<sup>(10)</sup>

（戸次莊）岡田帳には

戸次莊九拾丁 本家宣秋門院御跡 地頭職戸次太郎時頼・同次郎重

（藤原莊子）

頼・利根次郎頼親、各知行難存知

とある。戸次莊は白杵莊と共に、藤原忠通の家司で豊後国司でもあつた源季兼が、忠通の夫人宗子が建立した最勝金剛院に寄進し、立券されたもので、その後、皇嘉門院聖子から九条良通、九条兼実、宜秋門院任子へと伝領されている。<sup>(11)</sup>戸次莊にはもともと豊後大神氏の一族である戸次氏が次氏が在地勢力として存在していたが、当時は大友一族である戸次氏が地頭職を伝領していた。

（三重郷・野津院・井田郷）岡田帳には

三重郷百八十丁

新田陸奥守殿

國領野津院六拾丁

地頭職野津五郎頼宗法名

井田郷八拾丁五段

地頭職相模三郎入道殿女子

とある。三重郷地頭は安達泰盛であり、井田郷の地頭は北条氏、又、野津院の地頭野津氏は大友一族である。いずれも国衙領である。

（柴山村）岡田帳には

國領

柴山村拾町

地頭 戸次三郎重親

とある。地頭は戸次氏。大野郡奥深くにありながら、海部郡に含まれている。<sup>(12)</sup>

（緒方莊）岡田帳には

緒方莊貳百捌拾町

字佐宮領

地頭 大友兵庫頭入道殿

とある。封戸五十戸から成立した宇佐宮領の莊園で、「十郷三箇莊」と呼ばれる同宮領の根本所領の一つである。豊後大神氏の中核的存在であつた緒方惟栄の本貫地であるが<sup>(13)</sup>、緒方氏没落後は、中原親能から大友

氏へと相伝されたものと思われ、当時の地頭は大友頼泰である。

〈直入郷・入田郷・朽網郷〉図田帳には

百三十町

領家清涼寺

地頭大友頼泰  
兵庫助殿

朽網郷四十町田北朽網  
柳興云々

本郷百町、入田郷三十町、合直入

とある。直入・入田の両郷は清涼寺領となつてゐるが、清涼寺は上分米の収納権を有するのみの、国半不輸領であるとされてゐる。地頭は大友頼泰と領であるが、同じく国半不輸領であるとされている。地頭は大友頼泰と朽網泰親がそれぞなつてゐる。

表(1) 大野荘四村地頭職の相伝関係

(『豊後国荘園公領史料集成』七(上)の解説による)

大野荘四村	地	頭	職
延応二年 (一二四五〇)	(面積) 二八五 〔弘安八年 「豊後国図田帳」〕		
志賀村 半分 (北)	三六、五 丁 反歩	詫磨能秀・時秀・資秀・泰長配分、 志賀能秀	
志賀村 半分 (南)	三三、一 一一〇 近地禪季	志賀泰朝嫡子貞朝	
上村 半分	二五、五 一萬田景直	一萬田景直跡同孫鶴丸	
中村 半分 保多田名	二五、五 横尾尼跡御所女房按察御局		
下村	七六、 戸次三郎重頼		
九郎入道明真 (能基)	六九、九 一一〇、大野基直跡同女子(改藤原)		
五、六 三、一、	二二、一 三〇〇、大野基直女子(藤原氏) 同氏女(妹)善広衡妻(今死去)子息鶴丸 輔阿闍梨良慶		

〈大野荘〉図田帳によると、領家は三聖寺、三百町の田地を有し、志賀、上、中、下の四箇村からなる。大野荘は豊後大神一族である大野氏の本拠地であり、大野泰基が莊官として存在していたが、泰基が義経与同者として鎌倉幕府に滅ぼされた後、その所領は没収されて中原親能に与えられた。親能は養子大友能直に譲り、能直は妻深妙に貞応二年(一二二三)譲与した。更に、深妙は延応二年(一二四五〇)、七人の子女に、大野荘の地頭職を分割・譲与している(別表一参照)。

さて大野荘の成立・伝来に関しては、長らく飯田久雄氏の意見がほぼ定説化していたように思われる。飯田氏の見解をこゝ簡略化して言えば、豊後大神一族の中核的存在である緒方惟栄が、文治二年(一二八六)上野国沼田荘に配流になつたことに深刻な打撃を受けた大野泰基は、自らの私領の安全性を確保するため、豊後国司藤原頼経の口入・斡旋により、天台寺院である三聖寺に寄進し、成立したとするものである。

これについて、最近になつて緒方英夫氏は再検討され、以下のようない見解を提示された。<sup>16</sup>戸次・白杵荘と同じく藤原忠通の家司で豊後国司でもあった源季兼が大野氏をして寄進させ、忠通家領として立莊させたものであり、その後忠通から九条兼実→宜秋門院→道家へと相伝され、道家は円爾弁円に寄進し、弁円から三聖寺に寄進されて、三聖寺領として成立したとするものである。この緒方氏の見解は、飯田氏が「三聖寺領文書惣目録」に「一結 大野荘 建久九年実檢目録送文等」とあることから、三聖寺領としての大野荘成立を建久九年以前とした誤りを指摘した、優れたものであり、多くの点において首肯し得る内容のものである。さて、以上大野川流域の諸所領について、既成の研究に依りながら概観してみたが、半不輸領を国衙領に含めるとして、国衙領は九箇所、五四〇町五段となり、莊園は四箇所、八七〇町、全体で、一三箇所、一四一〇町五段と言う膨大な面積を有する地域であることがわかる。国衙領

は概して小規模なものが多く、三重郷以外はすべて百町以下である。それに対し、莊園は戸次莊を除き、總て二百町から三百町と国衙領と比べると大規模なものが多い。また藤原忠通に關係した莊園が三箇所、面積にすると五百九十町にのぼることも特筆すべき事であろう。

それではこうした大野川流域の諸所領の物資の流通形態はどのようになつていたのであろうか。主に年貢の輸送等の問題を中心にしてみたい。

### 三、大野莊の年貢輸送について

前節で概観した諸所領のなかでも、主に史料的制約等の問題から大野莊を中心見ていくことにしたい。大野莊では、幸いに徳治二年（一三〇七）中村の年貢以下色々濟物等結解状<sup>(1)</sup>が残されている。これを表にしたもののが別表(2)である。縦軸に濟物の種類を、横軸に進上の年月日をとつたものである。

ところで大野莊では志賀、中、下の三箇村で地頭との間で下地中分が行われている。中村、下村の場合は具体的な時期や内容等、一切不明であるが、志賀村南方の場合、正應五年（一二九二）に坪分中分が行われ、正和三年（一二三四）再度一円中分が行われている。<sup>(19)</sup> 中村の場合、志賀村に準じて考えるとすれば、徳治二年には既に下地中分が行われていたことになる。

この中村の年貢以下色々濟物等結解状については、飯田久雄氏が既に検討を加えられ、年貢の斗代は段別平均約五斗となり、それ程高い斗代ではないこと、万雜公事で麦が收取の対象となつており、九七石（段別二斗を上回る斗代）とかなり多量であるが、これは二毛作の発展にうらづけられたものであること、在家役については、茜、門布、差繩から二

表(2) 中村年貢結解状

年月日 年 貢 物	(徳治2年) 6月5日	(徳治2年) 6月11日	(徳治2年) 9月20日	(徳治2年) 11月10日	(徳治3年) 2月10日	備 考
御米 189石4斗4升3合6勺			25石	80石	65石6斗1升8合	河成分(加御佃米) 17石5斗7升6合5勺6才
田付織 569両1分5朱		110両	320両	50両	39両1分5朱 (代銭4貫735文)	河成元田2町分50両
雑枚布 113端2丈7尺5寸			20端	35端	48端2丈7尺5寸	河成元田2町分10端
米煎代銭 9貫909文					8貫909文	河成元田2町分1貫文
甘葛 2升4合					2升4合	料田7町2段分
地子麦 97石2斗4升5合3勺	18石5斗4升 (代銭15貫450文)	44石5斗2升7合(大麦) 11石2斗 3合(小麦) 13石2斗(代銭11貫文)		8石2升5合3勺 (代大豆8石2升5合3勺) 1石(代小豆1石)	7斗5升 (納豆代)	
桑 1023本 (桑1018本→絹34)	絹 11		絹 21	絹 2		但桑5本は梶取給畠
茜 26斤				6斤	20斤	
太糸 169両		110両	59両			
門布 26端			26端			
在家役銭 18貫800文					7貫210文	11貫600文は博多番用途 として志賀領所に下す
胡麻 3斗4合2勺				3斗4合2勺		
野地並作大豆 5石6斗4升2合				5石6斗4升2合		
差繩 26方			26方			
葛粉 1斗3升					1斗3升	

六在家と推定できること、多種・多様な万難公事や在家役の收取を三聖寺が実現していることは、遠隔地莊園としては異例であること等を指摘している。<sup>(20)</sup>

氏の指摘で既に問題は尽くされているのであるが、私はこれら濟物が進上された年月日に注目したい。徳治二年の年貢以下の濟物は、徳治二年六月五日、六月一一日、九月二〇日、一一月一〇日、そして翌三年の二月一〇日の五回に分けて進上されている。六月の二回分は麦を中心であり、特に六月一一日は大麦、小麦併せて五五石余の現物が進上されている。六月五日分の麦は代錢で納められており、恐らくは六月一一日分と併せて三聖寺に送られたものと考えられる。九月から翌年二月までの濟物は年貢米を中心として雜多なものが含まれている。他莊の場合についてみても、例えば高野山領備後國大田莊では年貢の収納について「當庄取納者、自九月至二月下旬也」<sup>(21)</sup>と言われており、大野莊の場合もこれと合致する。

ところで、これらの濟物はどのようにして京都まで運上されたのであろうか。その点について、この結解状の桑に関する部分を見てみると、次のようになっている。

一桑千二十三本内 但五本號梶取給畠内

分絹三十四内 但桑二本不足

定桑千十八本

絹十一

絹二十一 内

號梶一  
九

絹二

同年九月廿日送文内進上之

一桑千二十三本内 但五本號梶取給畠内

分絹三十四内 但桑二本不足

定桑千十八本

絹十一

絹二十一 内

號梶一  
九

絹二

同年十一月十日送文内進上之

桑三〇本を絹一と換算して、實際には絹で納めているが、桑一〇二三本の内、五本については「梶取給畠内」であるとして免除されている。これから中村に梶取がいたこと、彼らは恐らくは年貢等濟物の輸送に携わる専従者であり、そのために年貢濟物が免除された給田畠を与えられて

いた事がわかる。

梶取はこの外志賀村にも居たことが確認される。志賀村南方地頭志賀貞朝と北方地頭詫磨祐秀は黒井崎田地参段と梶取蘭麦地貳段外畠地荒野等をめぐって相論を行い、正和元年（一三一二）鎮西探題の裁許が下されている。<sup>(22)</sup>それによると、貞朝は、南方分の領家佃内の黒井崎三段を祐秀が押領したと訴えており、これに対しても祐秀は「爰號黒井崎田地者、上家分内梶取田是也、件梶取田七段・同屋敷者、自深妙之手、能秀讓得畢」と反論しているが、これについては貞朝の訴えが認められて、祐秀押領を停止し、貞朝領地せしむべき旨が裁許されている。この相論と平行して、堀池名地頭詫磨泰長と祐秀の間で梶取田をめぐる相論も展開されている。また志賀村内梶取蘭麦地貳段外畠地荒野等については、貞朝が押領しているとして、祐秀により訴えられているが、「任中分狀、云貞朝、云預所、知行不可有相違」旨の裁許が下されている。この相論の対象となっている梶取については「梶取蘭一字・麦地二段次郎丸」とある。この相論から、志賀村にも次郎丸と号する蘭一字、麦地二段、田七段等を持つ梶取が居たことがわかる。その場所は南・北の地頭の相論の対象となっていること等から、おそらくは平井川に沿った地域であると考えられる。先ほどの中村の梶取が領家三聖寺の年貢等の濟物の輸送に従事したと考えられるのに對し、志賀村の梶取は、地頭関係の物資の輸送に従事したと考えられる。志賀村ではこの外、康永元年（一三四一）志賀忠能が氏房に譲与した田畠屋敷目録のなかに「壹反 船子田 新田壹反」とあり、船子の存在もしられる。

大野莊以外でも、大永八年（一五二八）志賀親守は石合三河守に対して「直入郷木原名之内長迫五貫分、同郷肥田名之内古殿七貫分、同坂田之内上下梶取給三貫分之事」を打渡している。<sup>(24)</sup>坂田名は直入郷に屬し、現在の竹田市大字上坂田・下坂田に存在した名であり、下坂田には「舟

津路（ふなつろ）と呼ばれる小字と「舟津路神社」と呼ばれる神社が久住川と稻葉川の合流地点に存在している。「上下梶取」とは、当時既に坂田が上・下に分かれて、それぞれに梶取がおかれていたのかもしれないが、ともかく三貫分の給分を有する梶取がいたことがしられる。坂田名は当時、万寿寺領であったと思われる。<sup>(25)</sup>さて、それではこれら梶取が利用したであろう交通路、交通手段とは、いったいどのようなものであつたのであろうか。その点で、次の光忍書状は興味有るない内様を含んでいる。<sup>(26)</sup>

いくかの日、<sup>(船津)</sup> ふなつへハ御くたり候ハんするやらん、この事さ

たまり候なハ、人夫の事事<sup>(27)</sup> もようい仕候へく候、

自西方、重泊寺の事につけ候て、預所のもとより、わづらハしき文の候を、けさんに入候て、申合まいらせ候へく候へとも、泉寺の事をも御定候ハもまいり候て、申合まいらせ候へく候へとも、泉寺の事をも御定候ハんために、田中殿も御けさんによるへきよし、申せとおほせの候、方々につけ候て、いらせを<sup>(花脱)</sup> しまし候ハゝ、しかるへく候、あなかしく、

十一月十三日

光忍（花押）

阿闍梨御房  
正八幡大神寶官使等重言上

近地名地頭職及び泊寺院主職を譲与された禪季は、弘安六年（一一八二）泊寺を四五〇貫文で大野基直（田中）後家善阿に売却して<sup>(28)</sup>いるが、これについては領家三聖寺より異論が出されており「さてハとまりのあんとの事ハ、りやうけかたより、そせういてきたり候て、六はらにてそちんにおよひて候事も、いまたまたまらす候」とあり、泊寺が當知行できなければ、錢を返すか、錢相当分の近地名を引き渡すよう善阿より要求されている。<sup>(29)</sup>こうした状況のなかで、光忍書状は出されたものである。「西方」とは「風早東西阿弥陀堂」<sup>(30)</sup> 泊寺の西方と考えられ、宛所の「阿闍梨御房」とは禪季のことと思われる。「重泊寺の事につけ候て、

預所のもとより、わづらハしき文の候を」とあることからも、六波羅での領家三聖寺との相論に関する事柄であることがわかり、追書の「いくかの日、<sup>(船津)</sup> ふなつへハ御くたり候ハんするやらん、この事さたまり候なハ、人夫の事事<sup>(27)</sup> もようい仕候へく候」とは、六波羅での訴訟のために上洛しなければならず、そのためには「ふなつ（船津）」へ下る日が決まつたら、人夫を用意する旨伝えたものである。「御くたり」と言う言葉から、恐らくは大野川を下つたものであろう。それでは禪季が大野荘から上洛するための大野川を下つた船津とは、どこにあつたのであろうか。この点について、次に考えてみることにしたい。

#### 四、高田荘と船津

高田荘については、既に述べたごとく、大野川の河口に位置する莊園で、城興寺領、地頭は三浦氏である。先ず、次に二通の史料を掲げよう。  
(A)<sup>(30)</sup>

欲早被召上其身、且被尋究惡行狼藉所犯、且預御注進、為石垣  
庄地頭代迎西依難遁自科、自高田庄乙津、無音擬逃上無謂子細  
事  
件迎西事、委曲言上先畢、仍自御奉行所被尋下子細之處、或捧偽陳狀、  
或可迎入御使等之由、慤乍令承伏、不及雜事沙汰、御庄<sup>□</sup>高田<sup>□</sup>竊擬  
令上洛之條、罪科餘于身、無陳詞之故也、此付狼藉之段、雖<sup>示</sup>及御不審、  
被召決兩方、被究事之淵底、為預御注進、且相懸當在所地頭代、且被  
觸遣津々浦々地頭所、欲召止迎西自由上洛、重言上如件

文永十年卯月十一日

(B)

大神寶官使申、石垣庄地頭代、致狼藉之間、欲令參決之處、自高田庄之船津、擬逃上由事、訴狀如此、所詮相尋兩方子細、為注進言上、止當時之上洛、共可被上府也、仍執達如件

文永十年四月十一日

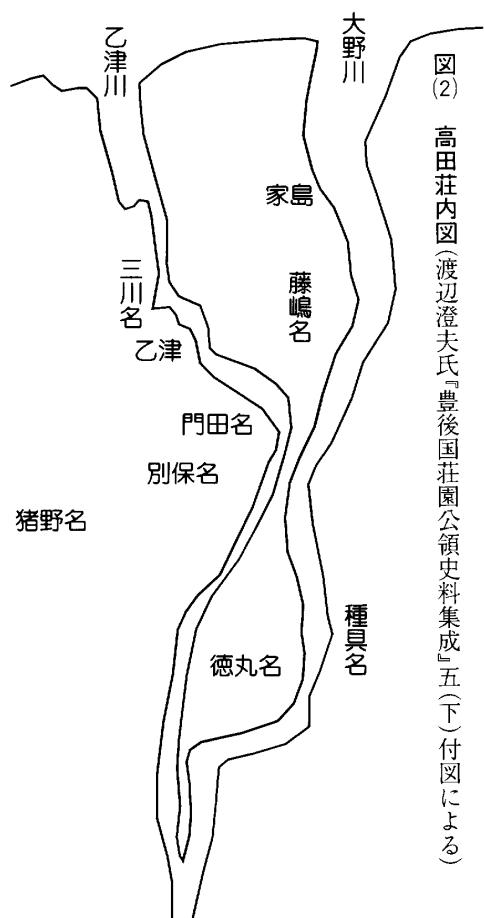
前出羽守大友頼泰  
在判

石垣・高田両庄地頭代殿

大隅國正八幡宮大神宝用途の徵収についての、大神宝官使と石垣莊地頭代迎西の相論に関する内容のものである。石垣莊は「岡田帳」によると、宇佐宮領で、地頭は本莊一四〇町が宇佐宮の神官名主で、別符（弁分）六〇町は「名越備前左近大夫」（名越宗長）となつていて、実質上の下地支配権は名越氏が持つていたとされている。<sup>33)</sup>

文永九年（一二七二）一二月、大友頼泰は豊後国郡郷庄園地頭代沙汰人等に対して大隅國正八幡宮大神宝用途の調進を命じており、大神宝官使・関東奉行所御使・国衙使は、宣旨・御教書を帶して、庄園・公領を巡りながら、大神宝用途の催促を行つてゐる。<sup>34)</sup>翌一〇年三月二一日、大神宝官使等が朝見郷より石垣庄に移らんとしたところ、石垣庄地頭代迎西・庄民二〇〇人が乱暴を行い、庄内入部を妨げ、庄堺より追い出したとして、翌二二日、大神宝官使により訴えられている。これにより大友頼泰のもとにおいて、大神宝官使と石垣庄地頭代迎西の相論が始まられるのであるが、そうした最中に（A）（B）の文書が出されている。（A）は、迎西が「高田庄乙津」より逃上せんとするのに対し、「當在所」の地頭代や津々浦々の地頭所に触れて、「迎西自由上洛」を止めさせんことを、大神宝官使が訴えものであり、（B）はそれを受けて、大友頼泰が石垣・高田地頭代に対し、「當時之上洛」を止め、上府すべき事を命じたものである。（A）では「高田庄乙津」といつており、（B）では「高田庄之船津」といつているが、両者同じ事である。これにより高田庄の

図(2) 高田莊内図(渡辺澄夫氏『豊後国莊園公領史料集成』五(下)付図による)



乙津に船津があつたことが理解できる。乙津は乙津川の河口に位置するが、大野川本流が現在のように開削されたのは、近世のことであり、中世においては乙津川が大野川本流であつたとされている。<sup>35)</sup>まさに乙津は大野川の河口に位置する「船津」であり、禪季が六波羅での三聖寺との相論のために上洛せんとして、大野莊より下つた「ふなつ(船津)」とは、この高田莊の船津<sup>36)</sup>乙津のことであろう。その後、迎西は「結句於迎西者、棄本宅依令隱居于高田庄、相懸在所地頭代、雖被成御書下、都以無出對之儀、剩去四月十九日無音逃上了」とか「石垣庄地頭代迎西、致如此<sup>37)</sup>藉之間、擬被尋犯否之處、隱居高田庄、即京都逃上畢」とあり、四月十九日、乙津より船で京都に上洛している。更に、京都から鎌倉に向して、大神宝官使との相論は石垣庄正員地頭名越宗長のもとにもちこまれ<sup>38)</sup>、大友頼泰の手から鎌倉幕府へと移されている。大友頼泰のもとの大神宝官使との相論を嫌つた地頭代迎西が、正員地頭名越氏を頼み、鎌倉幕府に提訴するための、京都上洛、鎌倉下向であり、迎西が高田庄に四月一一日から十九日まで居たのは、京都に上洛するための船待ちで

あろう。禪季と言い、迎西と言い、高田荘の船津<sup>42</sup>・乙津より上洛しているのは、恐らくは乙津から摂津方面への廻船が当時しかれていたためではあるまいか。

さてここまで述べてくると、前に呈しておいた疑問、大野荘の年貢等の濟物の輸送に梶取が使用した交通手段、交通経路についてもある程度の回答が可能であろう。大野荘の年貢等の濟物は、梶取の手により川船に積まれて、大野川を河口の船津<sup>43</sup>・乙津まで下され、ここで海上輸送用の大型船に積み替えられて、瀬戸内海の海上輸送に専門的に従事している別の輸送業者の手により、瀬戸内海を摂津方面に輸送されたものと考えられる。大野荘の梶取は、大野川の河川交通に従事していた河梶取であり、河川交通と海上交通では、輸送手段である船の構造・大きさから操舵技術にかけてすべて異なつており、それぞれ別の専門的技術者集団がいたものと思われる。<sup>43</sup>三聖寺が遠隔地莊園である大野荘から多種・多様な万難公事や在家役を徵収できたのは、地頭である大友一族が禪宗に深く帰依していた事にもよるが、大野川の河川交通と瀬戸内海の海上交通を利用することにより、大野荘から京都までの大量物資の輸送が可能となつたことに依るところが大きいであろう。梶取の存在は史料的制約により、大野荘と直入郷でしか確認できないが、大野川の上流部に位置する両所領に梶取が居たことから、恐らくは大野川流域の他の所領にも梶取が居たものと思われる。これらの所領の物資は、大野荘と同じく大野川の水運を利用して船津<sup>44</sup>・乙津に運ばれ、そこから海上輸送により、各地へ運ばれていたものと思われる。同時に又、大野川流域の人々の生活や生産活動に必要な諸物資も、乙津から大野川を遡り、各所領へと運び込まれていったものと思われる。こうした内容において、高田荘の船津<sup>45</sup>・乙津はまさに大野川の河川交通と別府湾・瀬戸内海の海上交通の接点に位置しており、種々の物資と運送業者・金融業者をはじめとする

人々の集住する場であり、倉庫や住居の立ち並ぶ都市的景観を形成していたと考えられる。こうした都市的景観については、文献資料では資料的制約が大きく、最終的には考古学の発掘の成果による以外にはないのであるが、ここでは多少なりとも文献から窺える乙津の都市的景観について、素描しておきたい。

さて再度、大隅国正八幡宮の大神宝用途の問題に立ち返りたいのであるが、大神宝官使等は、一方では石垣莊地頭代迎西との相論を行ながら、引き続き豊後国内の庄園・公領を巡り、大神宝用途の催促に当たつており、文永一〇年（一二七三）五月九日高田庄に入部している。<sup>45</sup>ところでこの大神宝用途の催促は「神寶船已解纜之折節也、縱雖有所存、先無懈怠致辨之後、可有申沙汰也」<sup>46</sup>とあり、周辺所領から徵収されて「津」に集められた大神宝用途を、「神寶船」と呼ばれる船で巡りながら、積載しており、三重郷を始めとする大野川流域の諸所領から徵収された大神宝用途は、乙津に集められて神寶船に積まれたものと考えられる。<sup>47</sup>ところが乙津の所在地である高田荘に賦課された大神宝用途については、高田荘地頭代盛実が難渋をしており、五月一一日以降、大友頼泰のもとにおいて相論となつていて、大神宝官使は、地頭代盛実が神宝役を承伏しないのみならず、御使等を打擲蹂躪、半死半生の目に合わせ、一二三日間一宿雜事を与えず、飯責していると訴え、地頭代盛実は、自分の一存ではできず、正員地頭三浦氏の指示を受けなければならぬ旨の請文を捧げ、逆に、大神宝用途催促使が地頭政所に押し寄せ、散々の狼藉を致し、家内の障子・遣戸を打ち壊し、妻子に恥辱を与えたとして訴えてい<sup>48</sup>る。次の史料は、この大神宝用途催促使の狼藉を注進したものである。<sup>49</sup>注進 文永十年後五月日 正八幡宮大神寶用途催促御使等、入部高田庄問、致狼藉條々事、

一 打入乙津長洲次郎家、押取麥表<sup>五斗</sup>事、

一 奪取田食二積内積  
一 男壹人乍持召取事、  
一 亂入武藏房家内積  
一 每日押取地頭家木草事、  
一 押取渡邊八郎鹽事

舟波五郎入道分  
菊彌次部分

一 數十人御使亂入地頭政所、叶悪口致狼藉事  
一 入覺行家、押取春麥五斗事、  
一 押取行重彌次郎弓箭事、  
右、このほかに、人の家々のかきかへ(垣壁)をやふり、うへものを、おさへ  
とり、路頭をもてすくる、いろいろのものを、さへとる事、不逞子  
具、仍粗注進如件、

文永十年後五月十二日

又、別の史料では「凡御使等亂入在家別刻、或破損家垣、搜取雜物、或持過路頭之色々物ヲ、押取之間、往複不輒、土民之煩無申計者也、且罷成勸農之妨畢、御庄荒廃之基、不可有過之哉」<sup>52</sup>と言われている。この史料に表現されている乙津の様子を、ある程度の想像を交えて復元すれば、「路頭」とあるように、道路を中心にして「人の家々」・在家の立ち並ぶ様子とそれらの家々或いは道路上の種々な物が略奪されている様であろう。そして人と物資の集まる場所であるだけに又、こうした略奪の対象となりやすかつたと思われ、乙津の長洲次郎の家の麦俵を始め、田食二積、古酒、鹽、春麥等略奪された物は、乙津に集められた物資の一部分であろう。

乙津のヒンターランドとしての大野川流域の諸所領が、前述のように一四一〇町余という広大な面積を有して広がっていることからすれば、それだけ乙津の港湾都市としての機能は重要なものがあつたに相違ないと思われる。豊後国内の国東から海部にかけての河口を中心とした海

岸部には、乙津と同様な「津」がかなりの数存在していたと思われる。正安三年（一二三〇）鎮西探題は島津久長に対し、海賊鎮定のため「豊後國津々浦々船」に対し、在所・船主交名を其の船に彫り付け、員数を注進するよう命じている。<sup>53</sup>乙津の近くの大分川の河口には、豊後国衙の外港即ち國津として機能果たしている勢家津も存在しており、こうしたそれぞれの津の機能及び相互の関係については今後の課題としなければならない。又、本稿では年貢等の物資の輸送、流通を主な考察の対象としているが、物資と人では交通手段、交通形態等がことなつていたと考えられる。志賀禪季は大野川の河川交通を利用して、乙津まで下っているが、これが当時の人々が利用していた一般的な交通手段であるかどうかについては、今後更なる検討が必要である。<sup>54</sup>

## 五、むすびにかえて

以上、大野川流域の諸所領の大野川を媒介とする物資の輸送、及び高田莊の乙津の港湾都市機能についてみてきた。もとよりそれらは固定化されたものではなく、時代の推移とともに、交通形態、その社会的役割、流通する物資の内容等々も変化しているであろう。此の地方における有力な政治的勢力の存在形態やその変遷にも大きく規定されており、とりわけ鎌倉時代の中期以降進んだと考えられる剩余生産物の一定程度の在地確保は、これらの地域の内部に村・莊単位の地域的流通圏を生み出し、それによつて大野川を媒介とする交通形態もその内容を変えたことが考えられる。既にみた大野莊中村の徳治二年の年貢以下色々濟物等結解状でも、田付綿、米煎代錢、地子麦、在家役錢等で代錢納が行われており、又これも既に述べたように、志賀禪季は弘安六年、泊寺院主職を四五〇貫文で大野基直（田中）後家に売却している。鎌倉時代後期、大野莊の

内部に貨幣経済が大幅に浸透していることは明らかであろう。又時代は下るが大友親綱の袖判が据えられている年未詳九月廿四日あさくらたんこ書状<sup>55</sup>には「一所たなかいち十三けん」とあり、下村の中心地「田中」に市在家一三字があつたことが知られる。上村の一万田氏の居館跡と言われる「館」に、「古市」「今市」の地名が今に残っているのも、中世にここで市がひらかれていたことの名残であろう。こうした貨幣経済の浸透、市を中心とする地域的流通圏の成立は、当然大野川を媒介とする交通形態、流通形態にも大きく影響したことが考えられるが、それらについては後日を期さねばならない。ここではこうした大野川を媒介とする交物資の輸送、交通が、大野川の流域に本拠地を有する在地領主層の領主制に与えた影響について考え、むすびに代えることにしたい。

治承四年から養和二年（一一八〇—八二）にかけて、平氏制圧下の鎮西において大規模な反乱があつたことはよく知られた事実であり、研究も進められているが、次にそのことに関する『吾妻鏡』の治承五年二月の条を掲げてみよう。

廿九日丙午、於鎮西有兵革、是肥後国住人菊池九郎隆直、豊後国住人緒方三郎惟能等反平家之故也、同意隆直之輩、木原次郎盛実法師、南郷大宮司惟安、相具惟能者、大野六郎家基、高田次郎隆澄等也、此外長野太郎、山崎六郎、同次郎、野中次郎、合志太郎并太郎資奉已下、率六百餘騎精兵、固關止海陸往還、仍平家人原田大夫種直相催九州軍士二千騎、遂合戦、隆直等郎從多以被疎

この反乱については、主役は菊池隆直であり、緒方惟能は豊後における反乱の中心人物ではあつても、大宰府を攻めるには至つていらない事等が工藤敬一氏により指摘されている。ここでは豊後国内での反乱であるとしても、緒方惟能に相具す勢力として、大野家基と高田隆澄の名前が挙げられている点に注意したい。大野氏は言うまでもなく大野荘の荘司で、

緒方氏と同じ豊後大神一族であり、緒方惟能に与同するのは当然の事といえる。高田隆澄については、高田荘を本拠地とする豪族であることにについては推測されるが、大神系図にはその名前が見えず、詳細は不明である。それにしても緒方惟能につき従つて反乱に立ち上がつてゐる点は注目されて良いであろう。従来、豊後国衙領が海上交通の要衝に分布しており、緒方氏は国衙機構を掌握したことによりこうした国衙領、水軍をも掌握したとされている。その点について否定するものではないが、緒方氏にとって最も重要なのは、自らの本貫地である緒方荘と外の世界をつなぐ大動脈の役割を果たしている大野川の河川交通とその出口に位置する高田荘・乙津の掌握ではあるまいか。高田隆澄が緒方氏に与同していることは、緒方氏がこれらを掌握していたことをしめすものであり、緒方氏の領主制を考える上で見落とすことのできない問題であろう。高田氏が臼杵、佐賀の大神一族と共に、緒方氏の水軍の中心を占めていたであろう事も十分に考えられることであり、これ以後、高田氏が史料上から全く姿を消すのも、おそらくは緒方氏と共に没落したためであろうと考えられる。従つて、その所領は没収され、やがて関東の有力御家人三浦氏に地頭職は与えられ、正平六年（一二三五）には足利義詮により、勳功の賞として、大友氏時に与えられている。<sup>56</sup>一方、高田氏なきあとの在地勢力としては、少なくとも弘安年間以降、高田荘の田所職を相伝している後藤氏の存在が考えられる。<sup>57</sup>後藤氏は、文明三年（一四七二）には「高田荘内諸社祝師職」にも「先例之旨」に任せて補任されているが、宛所に「乙津後藤門次郎」とあるように、本拠地は乙津にあつた。戦国時代には、徳丸・中村・種具等の旧名主層が土豪として成長してきて、大友氏の被官化しており、門田名一町六反半を検断不入、諸点役免許の地として与えられた狭間田氏は、天正六年の日向土持出兵にあたり、船奉行を務めるなど、府内水軍の中心的役割を演じている。<sup>58</sup>

## 注

- (1) 大石直正氏「地域性と交通」（『岩波講座日本通史』第七巻、岩波書店、一九九三年）。
- (2) 戸田芳実氏の『歴史と古道』（人文書院、一九九一年）、『中世の神仏と古道』（吉川弘文館、一九九五年）に収められた論文や網野善彦氏の『日本社会再考』（小学館、一九九四年）等を参照のこと。
- (3) 特に東国におけるこうした研究は、近年非常に活発になされている。峰岸純夫・村井章介氏編『中世東国の物流と都市』（一九九五年、山川出版）等を参照。
- (4) 新川登龜男氏「大野川流域と古代国家」（大分大学教育学部編・発行『大野川』（一九七七年）。
- (5) 豊田寛三氏「大野川下流域町・村の構造と舟運」（大分大学教育学編・発行『大野川』（一九七七年）、その他『大分県史』の近世篇I・岡藩第二章第二節及び近世篇IV・経済篇第二章第二節等を参考照）。
- (6) 『大分県史料』三六に収録されているが、本稿では渡辺澄夫氏編『豊後国莊園公領史料集成』の各所領部分に掲載されているものに依った。
- (7) 渡辺澄夫氏編『豊後国莊園公領史料集成』五巻（下）（別府大学付属図書館、一九九〇年、以下『莊・公』と略す）所収の解説による。
- (8) 『莊・公』五巻（下）、毛井村史料五号。
- (9) 「豊後国海部郡毛井社地頭職について」（『大分県地方史』一四二号、一九九一年）。
- (10) 『莊・公』五巻（下）の解説及び新川登龜男氏「豊後守源季兼論」（渡辺澄夫先生古希記念事業会編『九州中世社会の研究』、第一法規、一九八一年）を参照。
- (11) 渡辺澄夫氏「大野郡三重郷の地頭新田陸奥守について」（『大分県地方史』三三一・三三三合併号、一九六四年）。
- (12) 海老澤衷氏「鎌倉時代における豊後国の国衙領について」（『西南地域史研究』第三輯、一九八〇年）、渡辺澄夫氏「豊後国衙領と大友氏」（同氏『豊後大友氏の研究』、第一法規、一九八一年）。
- (13) 緒方莊については、『莊・公』七巻（下）の解説及び工藤敬一氏「中世宇佐宮領編成の一、二の特質」（同氏『莊園公領政の成立と内乱』、思文閣、一九九二年）参照。緒方氏については、渡辺澄夫氏『源平の雄 緒方三郎惟栄』（山口書店、一九九〇年）を参照。
- (14) 森猛氏「豊後国直入郷と領家清涼寺」（『史学論叢』一八号、別府大学、一九八八年）及び『莊・公』七巻（下）の解説参照。
- (15) 「大野莊と三聖寺」（『大分県地方史』三八・三九・四〇合併号、一九六五年）。
- (16) 「三聖寺領豊後国大野莊の成立と伝領に関する一試論」（『大分県地方史』一五三号、一九九四年）。
- (17) 『莊・公』七巻（上）、大野莊史料六九号。
- (18) 年未詳、三聖寺領文書総目録（『莊・公』七巻（上）、大野莊史料一〇九号）。
- (19) 『莊・公』七巻（上）、大野莊史料七四・七六・七七・七八・八〇号。猶、下地中分については、渡辺澄夫氏「豊後国大野庄における在地領主制の展開」（『大分県地方史』三八・三九・四〇合併号、一九六五年）参照。

飯田氏前掲論文。

(20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49)

『鎌倉遺文』六九三三二号。

『荘・公』七卷(上)、大野荘史料七三二号。

『荘・公』七卷(上)、大野荘史料一二五号。

『荘・公』七卷(下)、直入郷史料一〇九号。

『荘・公』七卷(下)、直入郷史料六二二号。同文書は万寿寺よりの申状に対する志賀親家の返答したものであるが、「まつもと・さかた・たけ田三ヶ所、代くわんをさためおき候よし」を万寿寺が申しており、万寿寺領と思われる。

『荘・公』七卷(上)、大野荘史料四九号。

『荘・公』七卷(上)、大野荘史料五五号。

『荘・公』七卷(上)、大野荘史料五〇号。

『荘・公』七卷(上)、大野荘史料四七号。此の点については、前掲の渡辺澄夫「豊後國大野荘における在地領主制の展開」を参考照。

『荘・公』四卷(下)、石垣荘(同別符)史料一〇号。

『荘・公』四卷(下)、石垣荘(同別符)史料一九号。

『荘・公』四卷(下)、石垣荘(同別符)史料三九号。

『荘・公』四卷(下)解説による。  
『荘・公』四卷(下)、石垣荘(同別符)史料二二号。  
『荘・公』四卷(下)、石垣荘(同別符)史料一五号。  
『荘・公』四卷(下)、石垣荘(同別符)史料一二号。

二六号等。猶、正八幡宮大神宝用途をめぐる大神宝官使と石垣荘及び高田荘地頭代との相論について触れたものに、渡辺澄夫「書

陵部所蔵八幡宮関係文書に見える豊後國石垣別符(弁分)と高田荘地頭代(『鎌倉遺文』月報一六号、一九七九年)、橋本操六「関東奉行大友頼泰とその権限」(『大分県地方史』一〇五号、一九八年)がある。

(38) 豊田寛三氏前掲論文参照。猶、乙津を含む鶴崎地区については、昭和二年久多羅義一郎氏により編まれた『豊後鶴崎町史』(歴史図書社により一九七八年発行)が詳しい。

(39) 『荘・公』四卷(下)、石垣荘(同別符)史料二四号。

(40) 『荘・公』四卷(下)、石垣荘(同別符)史料二五号。

(41) 『荘・公』四卷(下)、石垣荘(同別符)史料二八号。

(42) 『荘・公』四卷(下)、石垣荘(同別符)史料一九・三〇・三六・三七号。

(43) 戸田芳実氏「神崎川の河口における港の発達」(同氏『中世の神仏と古道』)、同氏「東西交通」(同氏『歴史と古道』)、新城常三氏『中世水運史の研究』(塙書房、一九九四年)第一・二章等に河川交通及び海上交通について述べられている。

(44) 大野川の中流に「沈堕滻」があり、ここは舟が通過できないため、継ぎ舟がおこなわれたであろう。

(45) 『荘・公』五卷(下)、高田荘史料二六号。

(46) 『荘・公』五卷(下)、高田荘史二二号。

(47) 『荘・公』五卷(下)、高田荘史三三二号に「守殿御領、其外三重・国東郷等所致其明也」とある。もとより正八幡宮大神宝用途は寺社権門領を問わず、荘公平均に宛てられた一国平均役であり、大野川流域の他の所領にも賦課されたことは間違いないであろう。

(48) 『荘・公』五卷(下)、高田荘史料二〇号。

(49) 『荘・公』五卷(下)、高田荘史料三一・三三・三五号等。

(50) 『莊・公』五卷（下）、高田莊史料二一・二五号等。

(51) 『莊・公』五卷（下）、高田莊史料三〇号。

(52) 『莊・公』五卷（下）、高田莊史料三一号。

(53) 『鎌倉遺文』二〇七四四号。

(54) 『莊・公』五卷（下）、高田莊史料八号。これは宇佐宮南樓材

木の高田莊賦課に関するものであるが、「国行事所」に引付を行  
うため、「勢家津」に送られており、国津であったことがわかる。

(55) 大野莊から豊後守護所・國府への交通路としては、人の移動の  
場合、朝地・大野から野津原（植田莊）経由のルートが使われて  
いたのではないかと思っている。肥後方面との交通路でも植田か  
ら朽網経由で肥後方面に通じるルートが使われており（大分県文  
化財調査報告書四五「肥後街道」）植田はそうした意味で、交通  
上の要所であった。このように見たとき、豊後大神氏の祖惟基の  
子が阿南、植田、大野、緒方に分かれて蟠踞していったのも、此  
の四地域が陸上交通で結ばれた繋がりの深い地域であつた事とも  
関係があろうと思われるが、今後の課題としたい。

(56) 『莊・公』七卷（上）、大野莊史料二一六号。

(57) 「鎮西養和内乱試論」（同氏『莊園公領制の成立と内乱』）。

(58) 注（三）論文参照。

(59) 『莊・公』五卷（下）、高田莊史料四七号。

(60) 『莊・公』五卷（下）、高田莊史料四五号。

(61) 『莊・公』五卷（下）、高田莊史料六二号。

(62) 『莊・公』五卷（下）の解説参照。

(63) 『莊・公』八卷（下）、第五卷（下）補遺高田莊史料七一一号。

鎌倉時代豊後国における地域的流通圏について

Commercial Region in Bungo during the Kamakura Period

吉 良 国 光  
Kunimitsu Kira